



就職準備金貸付制度のご案内

就職準備金貸付制度とは・・・

潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が保育士として保育所等に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行い、保育士の就職支援を図ることを目的としています。

対象者 : 次の要件のいずれも満たしている方となります。

- ①市内の保育所等に**新たに**勤務する方。
- ②市内の保育所等に、**2年間継続して週20時間以上**勤務する（予定である）方。
注）保育士修学資金貸付の就職準備金の貸付を受けた方は対象外となります。

貸付額

再就職に必要な経費 **40万円以内**（1人1回限り）

※利子:無利子 連帯保証人:1名以上必要

要件を満たせば **全額免除！！**



市内の保育所等で2年間継続して週20時間以上保育士業務に従事すること

※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

申込方法 : 千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

◆お問い合わせ先

千葉市社会福祉協議会 社会福祉課（保育士修学資金等貸付担当）

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2

千葉市ハーモニープラザ3階

TEL043-209-8868/FAX043-312-2442 Eメール hoiku@chiba-shakyo.jp

千葉市社会福祉協議会ホームページ <https://chiba-shakyo.jp/>